

第8回 総会議事録

1 開催の日時 令和6年2月28日(水)午後2時00分～午後4時00分

2 開催の場所 松江市役所第4別館3階 教育委員会室

3 議事日程

議事録署名委員の指名について

議 第49号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議 第50号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議 第51号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議 第52号 非農地確認について

議 第53号 松江市農用地利用集積計画の決定について

報告第14号 事務局長専決処分の報告

4 出席委員(17名) 欠席委員(2名)

1番 小村 伸吾 (出)	2番 吉岡 雅裕 (出)	3番 角田 正紀 (欠)
4番 足立 裕子 (出)	5番 伊藤 和明 (出)	6番 吉岡 幸雄 (出)
7番 清原 昭 (出)	8番 磯部 美津子 (出)	9番 古藤 俊光 (出)
10番 渡部 文明 (出)	11番 宮廻 彰夫 (出)	12番 永江 りえ (欠)
13番 勝田 達雄 (出)	14番 矢野 秀行 (出)	15番 松本 喜次 (出)
16番 石原 一男 (出)	17番 岸本 定朝 (出)	18番 森口 順子 (出)
19番 三島 進 (出)		

5 事務局職員出席者

農業委員会

事務局長	永井 秀之	農地係主事	岸本 康作
農地係長	松浦 孝	会計年度任用職員	石原 浩
農地係主任	佐藤 努		

6 会議内容

会 長 定刻になりました。総会に入る前に、事務局から事務連絡がありますので、説明を
(議 長) お願いいたします。

事 務 局 それでは議事に入る前に議案の差し替えがあります。机の上の議案をご利用ください。郵送した議案は、事務局で処分しますので、農業委員会終了後、机の上に置いておいてください。

議 長 それでは、ただ今から第8回松江市農業委員会総会を開会します。最初に、出席委員数を確認します。本日の欠席届は、3番委員、12番委員から提出されています。現に在任する委員の数、19名のうち17人の出席となっております。過半数を超えていますので、本総会が成立していることを報告します。

次に、本日の議事録署名委員を指名します。13番委員、16番委員にお願いします。続いて、書記を任命します。事務局の青山主任及び岸本主事をお願いします。

事務局 それでは、議事にはいります。議第49号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。

失礼いたします。議第49号、今月の農地法第3条の許可申請について、ご説明いたします。お手元の議案の2ページと併せて、農地法第3条説明資料をご覧ください。

今月の農地法第3条の許可申請は9件15筆でいずれも所有権移転です。

初めに63番の案件についてご説明します。申請は川原町の畑1筆を贈与するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、自宅から遠く耕作に不便なためです。受人の世帯は、耕運機等の農業用機械を所有されています。取得後は梅を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

次に64番の案件についてご説明します。申請は、大庭町の現況畑の田1筆を贈与するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足のためです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、自作地として耕作するためです。受人の世帯は、耕運機、草刈機、消毒機器等の農業用機械を所有しておられます。取得後は野菜、果樹を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

次に65番の案件についてご説明いたします。申請は佐草町の田2筆を贈与するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は労力不足のためです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は自宅から近く、耕作に便利なためです。受人の世帯は、トラクター、田植機、コンバイン等の農業用機械を所有しておられます。取得後は水稻を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

次に66番の案件についてご説明いたします。申請は鹿島町名分の畑1筆を売買するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足のためです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、自宅から近く耕作に便利なためです。受人の世帯は、耕運機、草刈機等の農業用機械を所有しておられます。取得後は野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

次に67番の案件についてご説明いたします。申請は美保関町千酌の畑3筆と田1筆を売買するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、自宅から遠く耕作に不便なためです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、自宅から近く耕作に便利なためです。受人の世帯は、耕運機、草刈り機等の農業用機械を所有しておられます。取得後は水稻、果樹を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元

事務局

の資料に記載のとおりです。

次に 68 番の案件について説明いたします。申請は東出雲町今宮の畑 2 筆を贈与するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は労力不足のためです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は自宅から近く耕作に便利なためです。受人の世帯は、耕運機、草刈機等の農業用機械を所有しておられます。取得後は野菜を栽培されます。第 3 条第 2 項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

次に 69 番の案件について説明します。申請は八雲町東岩坂の現況畑の田 1 筆を贈与するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は労力不足です。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は自宅から近く耕作に便利なためです。受人の世帯は耕運機等の農業用機械を所有しておられます。取得後は野菜を栽培されます。第 3 条第 2 項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

次に 70 番の案件について説明します。申請は宍道町東来待の田 1 筆を贈与するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は自宅から遠く耕作に不便なためです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は自宅から近く耕作に便利なためです。受人の世帯は耕運機、草刈機等の農業用機械を所有しておられ、トラクターは近くの実家から借りられます。取得後は水稻を栽培されます。第 3 条第 2 項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

次に 71 番の案件について説明します。申請は宍道町西来待の田 1 筆と畑 1 筆を贈与するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は自宅から遠く耕作に不便なためです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は自宅から近く耕作に便利なためです。受人の世帯は耕運機等の農業用機械を所有しておられます。取得後は水稻、野菜を栽培されます。第 3 条第 2 項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

以上、すべての案件は、いずれも農地法第 3 条第 2 項の不許可の要件には該当しないものとみとめられます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長
1 1 番 委員
議長

それでは、現地調査班からの報告をお願いします。

事務局から説明があったとおり許可相当と判断しました。

ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見ご質問はありませんか。

(なしの声)

議長

ないようでございますので、採決いたします。議第 49 号は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議なしということですので、議第 49 号は、原案のとおり許可することに決めます。

次に議第 50 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局

議第 50 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について説明いたします。なお、議題 50 号番号 33 は 2 番委員に関する案件ですので、先議させていただきたいと思っております。また、その議事の際は、関係する委員は議事から外れていただきたいと思っております。

議長

事務局から、農業委員会法第 31 条の規定により、関係する委員に、退席をお願いする案件があるとの説明がありました。

議	長	<p>については、議第 50 号番号 33 の案件について、先議したいと思います。</p> <p>そうしますと、農業委員会法第 31 条第 1 項の規定により、番号 33 について、2 番委員はこの議事の間、退室願います。</p> <p style="text-align: center;">(2 番委員が退室後)</p>
議 事	長 局	<p>それでは、議第 50 号番号 33 の案件について、事務局より説明願います。</p> <p>議第 50 号 4 条 33 番についてご説明いたします。議案の 6 ページと併せて、農地法第 4 条の説明資料の 1 ページをご覧ください。事業者はご覧のとおりです。転用場所は下佐陀町の 2 筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、農用地区域内農地です。土地利用計画との調整ですが農用地区域内です。転用目的は、駐車場です。許可該当条項は、農地法施行令第 4 条第 1 項第 1 号で、農用地区域内で行う一時転用に該当します。転用面積は、2,486 m²、所要面積も同様の 2,486 m²です。事業計画は、申請地を整備し、●●●●の駐車場として貸し出すものです。一時転用期間は、令和 9 年 3 月 31 日までです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。</p> <p>以上、上程いたしました 4 条 33 番の案件は、農地法第 4 条第 6 項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。</p>
議 1 1 議	長 番 委 員 長	<p>それでは、現地調査班からの報告をお願いします。</p> <p>事務局から説明があったとおり許可相当と判断しました。</p> <p>ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声)</p>
議	長	<p>ないようでございますので、採決いたします。議第 50 号番号 33 は、島根県農業会議からの意見聴取が不要な案件でございます。議第 50 号番号 33 は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議	長	<p>ご異議なしということですので、議第 50 号番号 33 について、原案のとおり許可することに決めます。</p> <p>それでは、2 番委員の除斥を解きます。</p> <p style="text-align: center;">(2 番委員が入室後)</p>
事 務	局	<p>4 条 34 番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は八束町の 1 筆の一部です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、農用地区域内農地です。土地利用計画との調整ですが、農用地区域内です。転用目的は、営農型太陽光発電設備の設置です。許可該当条項は、農地法施行令第 4 条第 1 項第 1 号で、農用地区域内で行う一時転用に該当します。転用面積は、912 m²の内 0.38 m²、所要面積も同様の 0.38 m²です。事業計画は、申請地に太陽光発電パネルを設置し、パネル下部で千両を栽培するものです。パネル支柱部分が転用箇所となります。一時転用期間は、許可日から 3 年間です。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。</p> <p>以上、上程いたしました案件は、農地法第 4 条第 6 項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。</p>
議 1 1 議	長 番 委 員 長	<p>それでは、現地調査班からの報告をお願いします。</p> <p>事務局から説明があったとおり許可相当と判断しました。</p> <p>ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見ご質問はありませんか。</p>

議	長	<p>(なしの声)</p> <p>ないようでございますので、採決いたします。</p> <p>議第 50 号番号 33 以外は、島根県農業会議からの意見聴取が不要な案件でございます。議第 50 号番号 33 以外は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。</p>	
議	長	<p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議なしということですので、議第 50 号番号 33 以外について、原案のとおり許可することに決めます。</p> <p>次に議第 51 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。</p>	
事	務	局	<p>議第 51 号、今月の農地法第 5 条の規定による許可申請について説明いたします。議案の 7 ページと併せて、農地法第 5 条の説明資料の 5 ページをご覧ください。</p> <p>初めに、5 条 95 番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は大垣町の 1 筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、おおむね 10ha 以上の連担した農地の区域内にあることから第 1 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は個人住宅です。許可該当条項は、農地法施行規則第 33 条第 4 号で集落接続に該当します。転用面積は 613 m²、所要面積も同様の 613 m²です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備し、道路、駐車場及び資材置場として使用するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。</p> <p>次に、5 条 96 番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は秋鹿町の 4 筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和 C 区域です。農地区分は、10ha 以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第 2 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は太陽光発電所の設置です。転用面積は 3,348.91 m²、所要面積も同様の 3,348.91 m²です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備し、太陽光発電所を設置するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。</p> <p>次に、5 条 97 番について説明いたします。転用事業者、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は古志町の 1 筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和 C 区域です。農地区分は、10ha 以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第 2 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は貸駐車場です。転用面積は 66 m²、所要面積は隣接する農地と併せて 413 m²です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備し、転用事業者の借人が勤める事業者の貸駐車場とするものです。土地の譲受人と転用後の土地利用者が異なるため、それぞれを転用事業者としています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。</p> <p>次に、5 条 98 番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は法吉町の 2 筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、10ha 以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第 2 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は駐車場及び資材置場です。転用面積は 600 m²、所要面積も同様の 600 m²です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画は、申請地を整備し、駐車場及び資材置場として使用するものです。追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。</p>

次に、5条99番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は西尾町の2筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和B区域です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は事務所です。転用面積は427㎡、所要面積も同様の427㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備し、事務所1棟を建設するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条100番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は西尾町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和B区域です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は駐車場です。転用面積は123㎡、所要面積も同様の123㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備し、駐車場として使用するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条101番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は坂本町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、おおむね10ha以上の連担した農地の区域内にあることから第1種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は個人住宅です。許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号で集落接続に該当します。転用面積は1,518㎡、所要面積も同様の1,518㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備し、個人住宅1棟及び倉庫1棟を建設するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条102番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は西忌部町の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、令和5年11月28日付で農振除外済みです。転用目的は建売住宅です。転用面積は1,773㎡、所要面積も同様の1,773㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備し、建売住宅8棟を建設するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条103番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は八雲町西岩坂の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、令和5年11月28日付けで農振除外済みです。転用目的は分家住宅です。転用面積は534㎡、所要面積も同様の534㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備し、分家住宅1棟を建設するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条105番について説明いたします。賃貸人、賃借人はご覧のとおりです。転用場所は東出雲町上意東の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、農用地区域内農地です。土地利用計画との調整ですが、農用地区域内です。転用目的は工事用仮設道路です。許可該当条項は、農地法施行令第11条第1項第1号で、農用地区域内で行う一時転用に該当します。転用面積は439㎡、所要面積も同様の439㎡です。権利の種類は賃借権の設定で、一時転用期間は令和6年4月30日までです。事業計画ですが、●●●●工事に伴い、工事用仮設道路として使用するもので

事務局

す。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条 104 番について説明いたします。貸人、借人はご覧のとおりです。転用場所は古志町の2筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和C区域です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は貸駐車場です。転用面積は347㎡、所要面積は隣接する農地と併せて413㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定です。事業計画ですが、申請地を整備し、借人が勤める事業者の貸駐車場とするものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条 106 番について説明いたします。貸人、借人はご覧のとおりです。転用場所は八雲町平原の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、農用地区域内農地です。土地利用計画との調整ですが、農用地区域内です。転用目的は工事用道路です。許可該当条項は、農地法施行令第11条第1項第1号で、農用地区域内で行う一時転用に該当します。転用面積は1,577㎡の内90㎡、所要面積は隣接する農地と併せて135㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定で、一時転用期間は令和6年4月30日までです。事業計画ですが、●●●●工事に伴い、工事用仮設道路として使用するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

最後に、5条 107 番について説明いたします。貸人、借人はご覧のとおりです。転用場所は八雲町平原の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、農用地区域内農地です。土地利用計画との調整ですが、農用地区域内です。転用目的は工事用道路です。許可該当条項は、農地法施行令第11条第1項第1号で、農用地区域内で行う一時転用に該当します。転用面積は1,129㎡の内45㎡、所要面積は隣接する農地と併せて135㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定で、一時転用期間は令和6年4月30日までです。事業計画ですが、●●●●工事に伴い、工事用仮設道路として使用するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

以上、上程いたしました案件は、いずれも農地法第5条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。

議長
11番委員
議長

それでは、現地調査班からの報告をお願いします。

いずれの案件も、事務局から説明があったとおり許可相当と判断しました。

ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議長

ないようでございますので、採決いたします。はじめに、議第51号のうち、島根県農業会議からの意見聴取が不要である、番号95、96、101以外について、採決いたします。議第51号のうち、番号95、96、101以外について、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議なしということですので、議第51号うち、番号95、96、101以外は、原案のとおり許可することに決めます。

次に、議第51号のうち、島根県農業会議からの意見聴取が必要となる、番号95、96、101について採決いたします。議第51号のうち、番号95、96、101について、原案とおり許可相当であると確認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議なしということですので、議第号のうち、番号95、96、101は、原案のお

議	長	り許可相当であると確認することに決めます。
		次に、議第 52 号「非農地確認について」を上程します。事務局の説明をお願いします。
事	務	それでは、議第 52 号、非農地確認についてご説明します。お手元の議案 12 ページと併せて「非農地確認についての説明資料」をご覧ください。今月上程いたします非農地証明願いは 3 件 8 筆です。
		初めに 23 番について説明します。土地の所在は、下東川津町の市街化調整区域、農用地区域外の田 1 筆です。申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は市道坂本西持田線と市道大坪彦原号線の交点から北西に約 140 メートル東に位置しており約 25 メートルの地点に位置する 1 筆です。2 月 14 日に川津地区農地利用最適化推進員と事務局で現地確認を行いました。現地確認した際の現地の状況ですが、現地は昭和 32 年頃より耕作放棄され、現在は竹、雑木等が繁茂し今後、農地としての再生は困難な状況です。
		次に 24 番について説明します。土地の所在は矢田町の市街化調整区域、農用地区域外の田 1 筆、畑 1 筆です。土地の状況について説明します。申請地は県道八重垣神社竹矢線と市道矢田大草線の交点から西側約 41 メートルに位置する田 1 筆と畑 1 筆です。1 月 24 日に竹矢地区農地利用最適化推進委員と事務局で現地確認を行いました。現地確認をした現地の状況ですが、現地は平成元年ごろより耕作放棄され、現在では竹が繁茂し、今後農地としての再生は困難な状況です。
		次に 25 番について説明します。土地の所在は美保関町千酌の都市計画区域外、農用地区域外の田 5 筆です。土地の状況について説明します。申請地は市道千酌殿床線を南に 300 メートルの地点に位置する長坂田名入口から北西 200 メートルの地点周辺に位置する田 5 筆です。1 月 31 日に美保関地区農地利用最適化推進委員と事務局で現地確認を行いました。現地確認をした現地の状況ですが、昭和 30 年頃より耕作放棄され、現在では雑木等が繁茂し周辺の山林と一体しており、今後農地としての再生は困難な状況です。
		以上、ご報告しましたとおり、本案件は当該の土地を農地に復元するための物理的な条件整備が困難なケースであり、農地法第 2 条第 1 項に規定する「耕作の目的に供される土地」ではないと考えます。ご審議のほど、よろしくをお願いします。
議	長	ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。
		(なしの声)
議	長	ないようでございますので、採決いたします。議第 52 号は、原案のとおり確認することにご異議ありませんか。
		(異議なしの声)
議	長	ご異議なしということですので、議第 52 号は、原案のとおり確認することに決めます。
		次に議第 53 号「松江市農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。事務局の説明をお願いします。
事	務	議第 53 号「松江市農用地利用集積計画の決定について」ご説明をいたします。所有権移転について、所 1 は竹矢地区の案件で譲渡人は管理が出来ないため、譲受人は規模拡大の要望があったため所有権移転するものです。相対契約について、利 1 は秋鹿地区、更新案件です。利 2 ～ 4 は生馬地区、更新案件です。利 5 は朝酌地区、更新案

事務局 件です。利6～13は本庄地区、6、10のうち1筆は新規案件、7～9、10のうち4筆、11～13は更新案件です。利14～18は大庭地区、更新案件です。利19は忌部地区、更新案件です。利20～24は鹿島地区、更新案件です。利25～26は島根地区、更新案件です。利27～33は東出雲地区、28、29は新規案件、27、30～33は更新案件です。利34～47は八雲地区、39は新規案件、34～38、40～47は更新案件です。利48～56は玉湯地区、49は新規案件、48、50～56は更新案件です。利57～70は宍道地区、57、63は新規案件、58～62、64～70は更新案件です。利71～152は八束地区、106、119は新規案件、71～105、107～118、120～152は更新案件です。今回の利用権設定における相対契約の地目別面積は、田154,860,00㎡、畑117,207,00㎡、計272,067,00㎡です。

転貸契約について、転1は秋鹿地区、更新案件です。転2～20、21のうち2筆、22～24は古江地区、2、5は新規案件、3～4、6～24は更新案件です。転21のうち1筆、25～29は生馬地区、27は新規案件、21、25～26、28～29は更新案件です。転30は川津地区、新規案件です。転31～34、35のうち2筆は竹矢地区、更新案件です。転36は乃木地区、更新案件です。転37は忌部地区、更新案件です。転35のうち2筆、38は東出雲町地区、更新案件です。今回の利用権設定における転貸契約の地目別面積は、田128,067,00㎡、畑23,091,00㎡、計151,158,00㎡以上です。ご審議のほど、お願いいたします。

議長 説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議長 ないようでございますので、採決いたします。議第53号の案件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしということですので、議53号の案件は、原案のとおり決定することに決します。

次に、報告に入ります。第14号「事務局長専決処分の報告」を一括でお願いします。

(報告)

事務局 報告が終わりましたが、これは報告ですのでこれまでとします。

議長 以上で議事を終了しましたので、第8回松江市農業委員会総会を閉会いたします。